

説 明 資 料

(ガバナンス・情報開示のあり方)

目 次

1 . ガバナンス・情報開示のあり方（総論）	3～4
2 . ガバナンスのあり方	5～20
【理事の「内部的」コントロール関係】	
（ 1 ）意思決定機関、執行機関及び監事のあり方について	5～6
（ 2 ）役員構成の制限について	7～8
（ 3 ）役員報酬等の制限について	9
（ 4 ）役員の責任について	10
【理事の「外部的」コントロール関係】	
（ 5 ）外部監査の導入について	11
（ 6 ）代表訴訟類似の制度等について	12
【残余財産の帰属関係】	
（ 7 ）残余財産の帰属について	13～14

【財務関係】

(8) 内部留保のあり方について	15 ~ 16
(9) 管理費等の水準について	17
(10) 財産的基盤の確保について	18

【その他ガバナンスに係る規律関係】

(11) 株式保有等制限について	19
(12) その他	20
3 . 情報開示のあり方	21 ~ 24
(1) 情報開示の必要性	21
(2) 情報開示の事項と相手方	22 ~ 23
(3) 情報開示の方法	24

1. ガバナンス・情報開示のあり方（総論）

- 公益性を有するに相応しい規律のしっかりした法人の受け皿となる仕組みを用意することが望ましいとの認識の下、公益性を有する非営利法人の適正運営を確保するためのガバナンス（管理運営のあり方）・情報開示については、公益性を有するに相応しい規律を前提とした法人の自律性の確保や 法人の組織・運営が適正であるか否かの判断に資する透明性の確保といった視点を踏まえ、公益性の有無にかかわらず非営利法人（以下「一般の非営利法人」）に比べてガバナンスを強化し、情報開示を充実させるべきではないか。

（参照資料 P. 3～4）

【留意点】

- ・ 公益性を有する非営利法人の適正な運営を確保するためのガバナンス・情報開示に関しては、
公益性を有する非営利法人について、ガバナンスを強化し、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保すべきとの観点を踏まえた、理事の責任のあり方や理事に対するコントロールのあり方
プライバシーの保護に留意しつつ、利害関係者に対する情報開示にとどまらず、いわゆる社会監視の考え方により適正運営を図ることの必要性及びその開示の対象・内容・方法のあり方
について検討することが必要。
- ・ 考え方A（公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定）に基づく私法的な枠組みとして必要な規律について、どのように考えるか。公益性に着目した税などの特別の取扱いの効果を念頭に置いた場合、どの程度のガバナンスや情報開示に係る規律が求められるか。例えば、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」）や「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（以下「運用指針」）並みの規律を備えることが望ましいと考えられるか。

- ・ 公益性を有する非営利法人に必要な規律を考える際には、非営利法人ワーキング・グループにおける、一般の非営利法人に求められるガバナンス・情報開示のあり方についての検討状況を踏まえる必要。
- ・ 法人や事業の規模に配慮した要件の要否について検討する必要。

2. ガバナンスのあり方

【理事の「内部的」コントロール関係】

(1) 意思決定機関、執行機関及び監事のあり方について

- 公益性を有する非営利法人については、そのガバナンスを強化し、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保することによって適正運営を図るため、理事会又は監事を必置の機関とすることについて、どのように考えるか。

(参照資料 P. 5～7)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあつては、社員総会、理事（理事会）及び監事に関する制度設計について、「最高(万能)意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、法人の業務を監査する機関として監事を置くことができることとする（社員総会万能タイプ）」ことが基本とされている。また、理事については、「定数は、1 人又は数人とする」との規定を置く方向で検討することとされている。
- ・ 公益性を有する非営利法人にあつては、上記の検討方向を踏まえれば、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保することにより適正運営を図るとの観点から、特定非営利活動促進法等の規定も参考に理事の定数を3 人以上とし、例えば理事間の協議・意思統一機関としての理事会を必置の機関とすることについて、どのように考えるか。
同様の観点から、法人の業務執行に関する監査機関としての監事を必置の機関とすることについて、どのように考えるか。
- ・ 小規模な法人にあつては、理事会又は監事の設置について、取扱いを異ならせることが適当か。

- ・ なお、非営利法人ワーキング・グループにおいて、「社員総会万能タイプの他に、「基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、法人の業務を監査する機関として監事をそれぞれ置くこととする（理事会設置タイプ）」ことについて、引き続き検討する」とされているが、一般の非営利法人に理事会設置タイプが認められることとなった場合における公益性を有する非営利法人の理事会・監事のあり方については、改めて検討。

(2) 役員構成の制限について

- 公益性を有する非営利法人については、役員構成に制限を加える方向で検討してはどうか。

(参照資料 P . 8 ~ 12)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、役員構成の制限について特段のルールを設けることは検討していない。
- ・ 民法上は役員構成の制限に係る規定は置かれていないが、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(以下「指導監督基準」)において、「理事のうち、同一の親族(3 親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者) 特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等) 所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 以下とすること。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の 2 分の 1 以下とすること」とされている。
 - 同一親族及び特定企業関係者については、同一親族及び特定企業関係者が理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがあることから制限されている(運用指針) が、これをどう評価するか。
 - 所管官庁出身者については、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあることから制限されている(運用指針) が、これをどう評価するか。

- 同一業界関係者については、それらの者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから制限されている（運用指針）が、これをどう評価するか。
- ・ 特定非営利活動促進法、私立学校法等においては、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはいけない旨等が規定されている。
- ・ 役員構成の制限を担保するため、法令上の規律を設けることとすべきか。または、情報開示を通じた社会監視に期待することが適当か。

(3) 役員報酬等の制限について

- 公益性を有する非営利法人の役員報酬等に関して何らかの制約を設けることについて、どのように考えるか。

(参照資料 P . 13 ~ 14)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、役員報酬等の制限について特段のルールを設けることは検討していない。
- ・ 公益性を有する非営利法人の役員報酬等について、役員報酬という形で実質的に非営利性の要件（剰余金を構成員に分配しないこと）のせん脱となることを防止すべきとの観点又は 公益的な事業の適正な実施に支障を来たすことがないようにすべきとの観点から、指導監督基準（常勤理事の報酬等が不当に高額に過ぎないものとする）や特定非営利活動促進法の規定（役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の三分の一以下であること）を踏まえ、一定の制約を設けることについて、どのように考えるか。
- ・ 適切な役員報酬等について、個々の法人ごとに判断するのではなく、すべての法人に対して一律の基準を設けることが適当か。
- ・ 役員報酬等の制限を担保するため、法令上の規律を設けることとすべきか。または、情報開示を通じた社会監視に期待することが適当か。

(4) 役員の責任について

- 一般の非営利法人の役員に比べ、追加的な責務を課すことについてどのように考えるか。また、追加的な責務を課すこととした場合に、どのような内容が考えられるか。

(参照資料 P . 15 ~ 17)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、役員の「非営利社団法人（仮称）に対する責任及び第三者に対する責任について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする」とされている。具体的には、理事については、次のような規定を置く方向で検討することとされている。

「ア（非営利社団法人（仮称）に対する責任）」

理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、非営利社団法人（仮称）に対し、連帯して、当該行為により当該非営利社団法人（仮称）が受けた損害額を賠償する責めに任ずる。

イ（第三者に対する責任）」

理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯してこれによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。」

また、監事については、「法人との関係等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする」とされている。

- ・ 役員は、誰に対し、どのような行為について、義務・責任を負うものと考えるべきか。特に、公益性を有する非営利法人の場合は寄付者や国民一般に対して責任・義務を負うものとするについて、どのように考えるか。
- ・ また、理事の責任については、民法上の委任関係に基づく受任者としての義務・責任を超えた義務・責任を考慮することができるか。

【理事の「外部的」コントロール関係】

(5) 外部監査の導入について

- 適正な公益活動の担保等の観点から、公益性を有する非営利法人については、一般の非営利法人に比べ会計監査人等による外部監査を導入する必要性が高いのではないか。

(参照資料 P . 18 ~ 20)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、「外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、会社法の見直しに関する議論を踏まえつつ、さらに検討する」とされている。
- ・ 現行公益法人については、各府省は、資産額が 100 億円以上若しくは負債額が 50 億円以上又は収支決算額が 10 億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請することとされている。
- ・ 公益性を有する非営利法人にあっては、一般の非営利法人に比べしっかりした規律が求められることから、業務の適正さをより担保することが望ましいのではないか。
- ・ 小規模な法人にも一律導入することとした場合、法人によっては過大な負担が生じる可能性があるのではないか。
- ・ 外部監査の導入について、法令上の規律を設けることとすべきか。

(6) 代表訴訟類似の制度等について

- 一般の非営利法人については社員による代表訴訟に相当する制度を認める方向で検討がなされているところ、外部から役員の責任を追及する機能を充実させるため、公益性を有する非営利法人にあっては公益活動の受益者たる寄付者や国民一般等にも類似の制度を認めることについて、どのように考えるか。
- このほか、寄付者や国民一般による、監事に対する監査請求などを認めることについて、どのように考えるか。

(参照資料 P . 21)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、「代表訴訟に相当する制度を置くこととする」とされている。
- ・ 中間法人制度においては、「理事の有限責任中間法人に対する責任が理事相互間または理事と監事との間の情実により不問に付され、有限責任中間法人ひいては社員の利益が害されることを防ぐ趣旨」で社員による代表訴訟制度が措置されている(「一問一答 中間法人法」)。
- ・ 誰が、どのような場合に、代表訴訟類似の制度により役員の責任を追及できることとすべきか。例えば、寄付者や国民一般が役員の責任を追求できることとすることについて、どのように考えるか。
- ・ 広く寄付者や国民一般による訴えを認めた場合、例えば、法人運営を阻害する観点から訴えが行われるなど、制度が濫用されるおそれはないか。
- ・ また、代表訴訟を提起する前段階として、寄付者や国民一般による、監事に対する監査請求などについても、検討する必要があるか。
- ・ なお、代表訴訟類似の制度等の必要性については、今後審議予定の「事後チェックのあり方」との関連に留意。

【残余財産の帰属関係】

(7) 残余財産の帰属について

- 公益性を有する非営利法人の残余財産の帰属については、社員への分配を禁止し、帰属者となり得る者を一定の範囲に限ることが適当ではないか。

(参照資料 P . 22 ~ 24)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、「残余財産の帰属については、定款又は社員総会の決議によって定めることとする」とされている。
- ・ 現行民法第 72 条（残余財産の帰属）においては、「残余財産はまず法人設立者の意思によってその帰属が決定されるとの原則を採用し、定款・寄附行為によって指定された者を第 1 順位の帰属権利者とするとともに、定款・寄附行為によって帰属権利者が指定されなかったときは、その法人の目的と類似した目的のために残余財産を処分することができるものとし、最後に、そのような処分もなされなかったときは国庫に帰属する」とこととされている（「新版注釈民法（ 2 ）」。ただし、実務上、残余財産を社員に分配することはできないこととされている（昭和 29 年 3 月 24 日法務省民事局長回答等）。
- ・ 社員への残余財産の帰属を制約する根拠としては、私利のために公益事業が廃止されることの防止、残余財産分配の名目による濫用的な利益配分の防止の他、公益的団体の受託者の地位があげられるとの指摘。
- ・ 特定非営利活動促進法（ N P O 法）においては、定款で残余財産の帰属者に関する規定を設ける場合には特定非営利活動法人や国・地方公共団体等から選定されるようにしなければならないこととしていることを踏まえ、帰属者となり得る者を一定の範囲に限る旨の規定を設ける必要があるのではないか。

- ・ 公益性を有する非営利法人の残余財産について社員への分配を禁止し、帰属者となり得る者を一定の範囲に限ることとした場合、当該法人の公益性が失われた際にどのように取り扱うこととすべきか。
 - 例えば、公益性が失われた非営利法人にあっては、残余財産の帰属者となり得る者を引き続き一定の範囲に限定することとしないと、定款又は社員総会の決議によって社員に分配されることもあり得、公共の利益のために公益性を有する法人に対して私財を義捐した設立者等の意思が損なわれるおそれがあることから、残余財産の帰属者となり得る者を引き続き限定することが必要ではないか。この場合、これをどのように担保するのか。

【財務関係】

(8) 内部留保のあり方について

- 公益性を有する非営利法人における内部留保とは何か。また、内部留保の適切なあり方（水準等）について、どのように考えるか。

（参照資料 P . 25 ~ 27 ）

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、内部留保の水準について特段のルールを設けることは検討していない。
- ・ 公益性を有する非営利法人における内部留保とは何か。指導監督基準及び運用指針における、いわゆる「内部留保」については、法人の運営に直接必要でない資産を意味しているといった指摘や、現行の定義には曖昧さがあるといった指摘。
- ・ 公益性を有する非営利法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではないのではないかと。物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益的な事業を適切かつ継続的に行うためには、ある程度の内部留保を有することは必要と考えられるにしても、何らかの制約が必要ではないか。
- ・ また、内部留保を用いることにより、現行の公益法人が民間に比べて有利な条件で事業を行うことが可能となるといった問題点が指摘されていることについて、どのように考えるか。

- ・ いわゆる「内部留保」の水準は、指導監督基準において「公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること」とされ、運用指針において「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下であることが望ましい」とされていることを、どのように評価するか。いずれにせよ、実態も踏まえて検討することが必要ではないか。
- ・ 内部留保の適切な水準が満たされることを担保するため、法令上の規律を設けることとすべきか。または、情報開示を通じた社会監視に期待することが適当か。

(9) 管理費等の水準について

- 管理費の総支出額に占める割合が一定水準以下となっていることをもって、公益的な事業が適切に行われていると判断することについて、どのように考えるか。また、人件費の管理費に占める割合が一定水準以下となっていることについてはどうか。

(参照資料 P . 28 ~ 30)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、管理費等の水準について特段のルールを設けることは検討していない。
- ・ 管理費は公益性を有する非営利法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、法人内部に還元される傾向の強い経費である。このため、仮に管理費の総支出額に占める割合が過大になることにより、公益的な事業が適切に行われないとすれば、不適當ではないか。
- ・ 指導監督基準においては、管理費の総支出額に占める割合は可能な限り 2 分の 1 以下とすることとされており、また、人件費の管理費に占める割合が過大にならないようにすることとされているが、これをどのように評価するか。
- ・ 業種ごとに適切な管理費等の割合が異なるのではないかと考えたことも考えられるが、管理費等の適切な割合をどのように求めることとすればよいか。いずれにせよ、実態も踏まえて検討することが必要ではないか。
- ・ 管理費等の適切な割合が満たされることを担保するため、法令上の規律を設けることとすべきか。または、情報開示を通じた社会監視に期待することが適当か。

(10) 財産的基盤の確保について

- 公益性を有する非営利法人については、設立目的達成等のため、健全な事業活動を継続するのに必要な財政的基礎を有することが望ましいのではないか。

(参照資料 P . 31 ~ 35)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、「設立時に一定額の財産の保有を求めることの要否について、最低資本金制度の見直しに関する議論を踏まえつつ、引き続き検討する」とされている。
- ・ 公益性を有する非営利法人は、設立目的の達成等のため、公益的な事業を安定的・継続的に行っていくことが求められていることから、特に財政面において、経営基盤が確保されていることが望ましいのではないか。
- ・ 他方、過度に財産的基盤の確保を求めることとすると、公益的な活動の促進を妨げるおそれがあるとの考えを、どのように評価するか。
- ・ 業種ごとに適切な財産的基盤のあり方が異なるのではないかと考えたことも考えられるが、適切な財産的基盤の内容や水準をどのように求めることとすればよいか。
- ・ 財産的基盤が確保されることを担保するため、法令上の規律を設けることとすべきか。または、情報開示を通じた社会監視に期待することが適当か。

【その他ガバナンスに係る規律関係】

(11) 株式保有等制限について

- 公益性を有する非営利法人による株式の保有等を制限することについて、どのように考えるか。

(参照資料 P . 36 ~ 38)

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の非営利法人にあっては、株式保有等制限について特段のルールを設けることは検討していない。
- ・ 指導監督基準及び運用指針においては、公益法人は積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならず、したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となったり、当該営利企業に出資を行うことがあってはならないこととされている。
- ・ このため、原則として、
財産の管理運用である場合（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る）
財団法人において基本財産として寄附された場合
を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならないこととされているが、このような株式保有等制限をどのように評価するか。
- ・ 株式保有等制限の遵守を担保するため、法令上の規律を設けることとすべきか。または、情報開示を通じた社会監視に期待することが適当か。

(12) その他

- このほか、公益性を有する非営利法人に必要なガバナンスに係る規律としてどのようなものが考えられるか。

(参照資料 P . 39 ~ 40)

【留意点】

- ・ 公益性を有する非営利法人に必要なガバナンスに係る規律として、上記 (1) ~ (11) に掲げたもののほか、どのようなものが考えられるか。

３．情報開示のあり方

（１）情報開示の必要性

- 公益性を有する非営利法人について、いわゆる社会監視の考え方等により情報開示を求める必要性をどのように考えるか。

（参照資料　P．41～44）

【留意点】

- ・ 現行公益法人制度の下での主務官庁による指導監督を離れ、法人の適正な活動を図る方策として、公益性を有する非営利法人について、社員や債権者といった利害関係者にとどまらず、広く国民一般に対する情報開示を求め、社会全体によりその活動を監視することにより、その法人の公益性に相応しい規律を前提にした自律・自浄機能の適切な発揮を促すとの考え方。その際、プライバシーの保護にも留意する必要。
- ・ 公益的な活動を行う法人については、不特定多数者から寄附や労務の提供を受けていること等から、活動内容を広く国民に対し説明する責任があるのではないかと指摘。
- ・ 公益性を有する非営利法人については、その活動内容を自主的に開示し、分かりやすく説明することにより、広くその活動への理解と協力等を通じて、寄附や労務の提供等を期待できることから、当該法人にとっても積極的な情報開示を行うインセンティブがあるのではないかと指摘。
- ・ いずれにせよ、公益性を有する非営利法人の活動内容の透明性が高まることにより、そうした活動に対する国民の理解が深まり、その活動への協力等を通じて、民間非営利部門による公益的活動の一層の発展が期待されるのではないかと。
- ・ 情報開示のあり方や具体的な取扱いについて、法人の規模等により差を設けることが適当か。

(2) 情報開示の事項と相手方

- 新たな非営利法人制度により情報開示が行われる事項や現行の「指導監督基準」に定められている開示事項に加え、公益性を有する非営利法人については、どのような事項を情報開示すべきか。
- 情報開示事項についての検討を踏まえ、情報開示の相手方の範囲・取扱いについてどのように考えるか。

(参照資料 P . 41 ~ 44)

【留意点】

- ・ 新たな非営利法人制度では、計算書類、定款等の社員及び債権者への開示が検討されており、これを踏まえて、公益性を有する非営利法人に係る情報開示の事項と相手方について検討。
- ・ 「指導監督基準」、中間法人法、特定非営利活動促進法等により情報開示事項について差があるが、公益性を有する非営利法人については、いわゆる社会監視の考え方等を踏まえ、可能な限り情報を開示することが適当ではないか。
- ・ 役員名簿、社員名簿等の開示については、情報開示の目的とプライバシー保護とのバランスをどのように確保すべきか。「指導監督基準」等やNPO法においては役員・社員の氏名・住所の開示を定めるほか、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せにおいては国家公務員出身役員の最終官職について、NPO法においては役員の報酬の有無について、それぞれ公開を定めているが、公益性を有する非営利法人については、どのように考えるか。
- ・ ガバナンスを担保する仕組みとして「情報開示を通じた社会監視に期待することが適当」なものについて、ガバナンスの実態が国民に分かりやすくなるように開示すべきではないか。
- ・ 社会福祉法等では、事業報告書、貸借対照表その他の情報開示事項について「正当な理由」等による開示拒否が認められているが、公益性を有する非営利法人についても情報開示を制限すべき事項はあるか。その理由として、どのようなものが考えられるか。

- ・ 「指導監督基準」では情報開示の相手方を限定していないが、寄付をした者・公益性を有する法人が提供するサービスを受ける者・その他国民一般とで、情報開示の取扱いに差を設ける必要はあるか。例えば、役員・社員の住所の開示の相手方は社員その他の利害関係人に限るといような取扱いが必要か。

(3) 情報開示の方法

- 閲覧のほか、謄写、インターネット上での公開等を義務付けることについて、どのように考えるか。

(参照資料 P . 41 ~ 44)

【留意点】

- ・ 新たな非営利法人制度では、情報開示の方法として、閲覧又は謄写の請求、公告、インターネット上での公開が検討されており、これを踏まえて、公益性を有する非営利法人に係る情報開示の方法について検討。
- ・ 公益法人の「指導監督基準」においては閲覧のみを定めているが、情報開示を実効あるものにするために、閲覧のみならず謄写も義務付ける必要はあるか。また、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」においてはインターネットにより情報開示するよう要請することとしているが、公益性を有する非営利法人に対し、原則としてインターネット上での公開を義務付ける必要があるか。正当な理由等により情報開示の拒否が認められる場合には、インターネット上での公開には馴染まないのではないか。
- ・ インターネット上での公開は、サイトの開設、更新その他の管理に要する費用等の面で、小規模の法人には過度な負担となるというおそれもあるが、このような法人等についても、インターネット上での公開を義務付けるべきか。
- ・ 「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」においては、国から委託、推薦等を受けている公益法人について、業務・財務に関する資料を所管省庁によりインターネット上で公開することとしているが、このことをどのように評価するか。公益性を有する法人間で活動の実態・実績を比較しやすくする観点から、公益性を有する非営利法人に対し、情報開示する事項を公益性の判断主体等に提出させてデータベース化し、当該判断主体等によりインターネット等で公開する方法について、どのように考えるか。
- ・ この他に情報開示について検討すべき事項があるか。